

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	専用水道の布設工事の設計の確認		
根拠法令の名称・根拠条項	水道法（昭和32年法律第177号）第32条第1項		
基準法令名	水道法 第5条 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条～第8条		
審査基準	専用水道の布設工事着手前の確認は、水道法第5条の規定による施設基準及び水道施設の技術的基準を定める省令に定める要件に適合することを基準とする。		
標準処理期間	文書が提出先に到達した日の翌日から22日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	22日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日	令和6年5月9日		

参考

[根拠法令]

《水道法》

(確認)

第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

[基準法令]

《水道法》

(施設基準)

第5条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令（前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令）で定める。

《水道施設の技術的基準を定める省令》

水道法(昭和32年法律第177号)第5条第4項の規定に基づき、水道施設の技術的基準を定める省令を次のように定める。

第1条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略)

第2条 取水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略)

第3条 貯水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略)

第4条 導水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略)

第5条 浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略)

第6条 送水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略)

第7条 配水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略)

第8条 水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、維持管理の確実性及び容易性、増設、改造及び更新の容易性並びに所要の水質の原水の確保の安定性を考慮しなければならない。

(以下、略)